

第11回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成27年12月10日(木) 10時00分～11時20分

場所 電力広域的運営推進機関 神保町ビル 2階 201～203 会議室

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・送配電等業務指針(案)に対し、指摘いただいた点について修正等対応を検討する。★
- ・クーリング・オフへの対応について、想定されるケースを整理し対応方法について検討を進める。★
- ・次回以降の実務者会議は、豊洲事務所にて開催。次回開催日は決まり次第事務局より連絡。

<議事概要>

1. 前回議事録の確認(資料1)

前回議事録について、事務局より説明。特に質疑等はなし。

2. 検討課題/スケジュール(資料2, 3, 4)

■「開催スケジュール」について

事務局より今後の予定を説明。特に質疑等はなし。

■「事務所移転」について

事務局より12月21日に神保町、九段下事務所から豊洲事務所へ移転することを説明。特に質疑等はなし。

■「スイッチング支援に関するルール検討スケジュール(案)」

事務局より説明。特に質疑等はなし。

3. 送配電等業務指針(案)について(資料5)

事務局より送配電等業務指針(案)について説明。

・9月に提示した案から、機関内・資源エネルギー庁との調整を行った内容を反映した案を提示。

■質疑等

・誤字、脱字について指摘有り。

→指摘いただいた箇所について、修正する。(事務局回答)

・紙ベースの申込みをある程度の期間残してほしいという要望があったと認識している。第X17条のように書いてしまうと対応が難しくなるのではないか。

→附則に経過措置を規定することにより、対応したいと考えている。(事務局回答)

・設備情報照会、使用量情報照会について、目的外の利用をしない旨をどこかで規定すると認識している。送配電等業務指針で規定せず、利用規約等に規定するのか。

→「小売電気事業に係る業務を行う上で必要がある場合は」と規定することで、目的外での利用を制限しようと考えている。(事務局回答)

⇒その表現では、小売電気事業に係る業務の定義が明確でなく、目的外の利用を制限できないと考える。

→規定する場所、記載方法について、持ち帰り検討する。(事務局回答)

4. クーリング・オフへの対応(案)について(資料6, 7)

事務局よりクーリング・オフへの対応(案)について説明。

■ 質疑等

- ・p3 の 1 点目等で、現小売が送配電に伝える手段は電話連絡と明確に書かれているが、送配電側の所作が不明瞭になっている。2 点目、3 点目について、いつ・どのような手段で行われるかについても明確に記載いただきたい。
→関係各所まだ検討中であり、今後継続して議論を行いブラッシュアップしていきたい。
- ・前提として、廃止をしたとしても電気が使えなくなるのではなく、ブレーカを上げれば使える状態にあると認識している。スマートメータがついた後には、物理的に遮断してしまうと決まったのか。
→決まっていない認識である。
- ⇒すべての地域で通信が整っているわけではなく、整えば遮断機能を利用して現場作業の負担軽減も考えられるが、すべての送配電事業者が遮断機能を備えているわけでは無いため、送配電事業者の中でも違いがある。
- ・資料中の即時遮断を行わないというのは、スマートメータの遮断機能を利用する事業者を対象に書かれていることか。
→小売営業ガイドラインにもクーリング・オフについて記載があり、5 日間は遮断までの期間を保持しなければならないとあり、需要家保護の観点から書かれているものと考えられる。
- ⇒現状でも、現地に赴き遮断措置を取ることはできる前提に、そのような即時遮断措置を取らないことを求めている。ブレーカを上げれば電気が使えるのは、需要家の利便性や送配電側の手間を考えて現在の姿があると認識している。それが当然の状態かと言われればその限りではないと思われる。
- ・資料中の用語の定義が難しく、例えば廃止日であれば、廃止申込を行った日を言っているのか、異動日のことを言っているのが分からず、定義をしっかりと行わないとなかなかみ合わないと思われる。
- ・p3 の需要家は○日以内に再点申込を行うというのは、法律上で決まっているものか。
→法律上で決まるものではなく、猶予期間のうちに申込を行わないと遮断措置が取られるため、需要家の責任の下、いずれかの小売電気事業者へ再点の申込みをする必要があることを記載している。
- ・クーリング・オフは契約をした小売側が何日以内であればクーリング・オフを受け付けるということは、法律で決まるものか。
→特定商取引に関する法律に規定されるものである。
- ・廃止申込を必ずしなければいけないのか。今のスイッチング支援システムで対応しきれていない範囲であると考えられるので、運用詳細については継続検討したい。
- ・小売電気事業者申出の廃止であれば即時遮断は行われませんが、需要家申出の廃止が申込された後に電話連絡が遅れるというのが最悪のパターンであり、遮断措置が取られてしまう可能性がある。送配電側の連絡窓口を明確にしたうえで、運用詳細を考える必要がある。
- ・p3 の 3 項目、需要家は現小売側にいつ書面が到達したかはわからないと思われる。送配電側は、現小売から申し出を受けた際、いつクーリング・オフの廃止が成立するのか事情を把握すると思われるので、送配電側が必ず新小売に廃止の成立した日を伝えないとうまく再点と廃止がマッチしないかもしれない。この条件が or でよいのかは要検討である。
→クーリング・オフの申出は書面による通知を必須としているということと、配達記録ないしは追跡ができるような形で送るようにとされているため、到達日（配達完了日）までは需要家が追えると考える。但しすべての需要家が守るかといわれると言い切れるものではない。
- ・クーリング・オフについて、今回の資料のような形だけではなく、想定されるケースを整理して対応方法について示す必要がある。
- ・厳密にはクーリング・オフによる廃止対象ではないが、クーリング・オフによる廃止と申し出てよいか。
→ガイドライン上は余り想定していないケースであり、送配電側に負担が寄せられるケースではないか。クーリング・オフという制度があつてこそ、5 日間の猶予期間が設けられるが、需要家が申し出ているからとクーリング・オフとして取り扱うのは、小売側がトラブル回避のために嘘の申し出を行い、送配電側に負担を強いることとなるためそこまでは難しいのではないか。
- ・販売方法をデータベースで管理している場合には判断できるが、そうでない場合には杓子定規に切るのは難しくなる。
- ・黄色で示された一度解約となった小売は、やはり解約を取り止めて戻りたいという申し出に対し、小売は拒否できるか。
→この資料では、現小売 A にスイッチングが成立している前提であり、一度解約が成立したものであるため、戻りたいという

申出は新たに契約を結ぶこととなる。この時契約を結ぶか否かは事業者判断となる。

- 次回は1月以降、豊洲事務所にて開催予定。日程決まり次第、事務局より別途連絡する。
(1月14日(木) 10:00～を予定)

以上